中小企業支援(経営支援)

◆取引適正化対策強化事業

①価格転嫁対策に取り組む業界団体への支援

業界単位で価格転嫁に向けた取組み(業界内の気運醸成、価格交渉資料の作成等) を行う団体を支援します。

- ・奨励金の支給 50万円/団体(福井県中小企業団体中央会に申請書を提出)
- ②企業活動分析による収益力強化事業補助金

バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や 商品開発など、付加価値を高める取組みを支援します。

区	分	通常枠	前向き枠	大規模賃金引上枠
補助上降	限額	100万円	200万円	300万円
補助	率※	2/3 (3/4)	2/3 (3/4)	3/4 (4/5)
要	件	付加価値額:年率3%以上増給与支給総額:増	付加価値額:年率5%以上増給与支給総額:1.5%以上増	付加価値額:年率5%以上増平均給与支給額:4.5%以上増

※価格転嫁に関する県の広報等に同意する場合、補助率を嵩上げ

〔募集時期〕令和6年10月11日(金)~11月11日(月)

【担 当:経営改革課経営支援グループ TEL: 0776-20-0367】

◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

①電気・ガス価格高騰緊急対策給付金(令和6年8月~令和6年10月期分) 電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕 県内に本社を有し、下記の条件を全て満たす中小企業者

- ①高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約を していること
- ②前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上
- ③令和6年8月から令和6年10月までの何れか1月の電気・ガス料金が、 令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加 (1kWh(または1kg) あたりの電気・ガス料金の増減にて判断)

(給付額)増加額が10万円以上 30万円 増加額が5万円以上10万円未満 15万円 増加額が5万円未満 7.5万円

〔受付期間〕 令和6年11月上旬~令和7年1月31日(金)

【担 当:経営改革課経営支援グループ TEL:0776-20-0367】

◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

②電気・ガス価格高騰緊急対策給付金(令和6年8月~令和6年10月期分) (特別高圧電力のみ)

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、特別高圧 受電者に対する支援を拡充します。

〔対象者〕特別高圧電力を契約している企業(国および公的機関を除く)

- 〔給付額〕(1)令和6年8月~令和6年10月までの×2.0円/kWh×2か月分何れか1月のうち最大電力使用量
 - (2) 同 上 × 1.3円/kWh × 1か月分
 - ※(1) と(2) の合計額を給付
 - ※1事業者あたりの上限額400万円/月(最大1,200万円)
 - ※①の最大30万円の給付金に加えて給付

〔受付期間〕令和6年11月上旬~令和7年1月31日(金)

【担 当:経営改革課経営支援グループ TEL:0776-20-0367】

◆電気・ガス価格高騰緊急対策事業

③LPガス給付金(令和6年8月~令和6年10月期分) 国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、LPガスを 使用する事業者および一般家庭を支援します。

〔対象者〕 県内で業務用・家庭用のLPガスを使用する事業者および一般家庭 ※県LPガス協会を通じてLPガス販売事業者へ値引き原資を給付

〔値引き額〕業務用LPガス(1か月の料金が10万円以上の場合):1契約あたり15,000円

業務用LPガス(1か月の料金が10万円未満の場合):1契約あたり 1,500円

家庭用LPガス : 1契約あたり 1,500円

〔実施期間〕11月検針分から値引き実施

※値引の処理はLPガス販売事業者が実施します。 LPガス使用者(事業者、一般家庭)からの手続や申請は不要です。

【担 当:経営改革課経営支援グループ TEL:0776-20-0367】